

平成27年度第1回上下水道事業運営審議会

資料集

| | | |
|--------------------|------------------|-------|
| 合志市上下水道事業運営審議会について | ・・・ | 3ページ～ |
| 上下水道事業について | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5ページ～ |
| 参考資料 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9ページ～ |

合志市上下水道事業運営審議会について

1 合志市上下水道事業運営審議会とは

平成22年度までは、下水道事業運営審議会として設置されていましたが、既に組織上は水道部門と下水道部門を統合して上下水道課となっていたこともあり、平成23年度からは上下水道事業運営審議会となりました。これにより、水道事業についても審議していただくことにしています。

【審議会設置に関する根拠法令】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項・・・参考資料を参照

○合志市上下水道事業運営審議会条例（平成23年条例第2号）・・・参考資料を参照

2 審議会において取り扱う内容

これまでに取り扱ってきたのは、下水道事業では下水道使用料の改定（直近はH25改定）、水道事業では水道ビジョン策定の際に審議を行い、審議会としての意見を付しています。

その他、上下水道の重要事業に関連して、現地視察を行うこともあります。

【条例上の規定】

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 上下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他市長が事業運営上必要と認める事項に関すること。

3 その他

通常、会議は年2回開く予定にしていますが、水道料金や下水道使用料の改定等の重要案件を当審議会に諮問する場合は、年4回程度まで開催が増えることがあります。

当審議会の議事録は後日事務局で作成し、議事録署名委員の署名をいただいてから、合志市のホームページで公開することになっています。

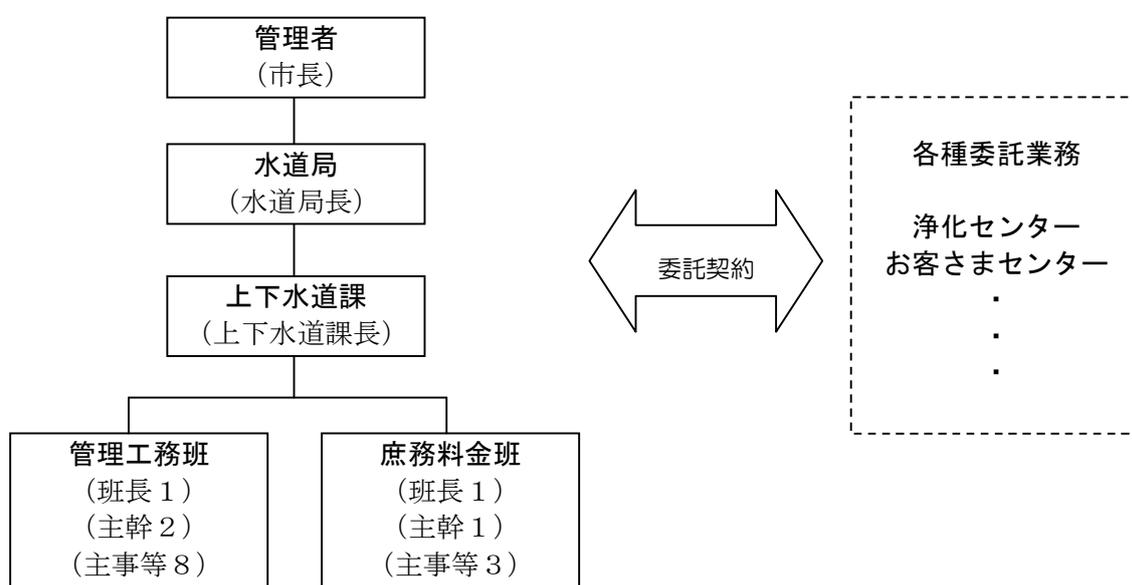
上下水道事業について

1 本市の組織について（地方公営企業）

本市の水道事業及び下水道事業は、いずれも地方公営企業法という法律の適用を受ける地方公営企業の事業です。地方公営企業には、原則として「管理者」という公営企業の責任者を設置することになっていますが、一定規模に満たない小規模な事業体では、これを置かなくても良いことになっており、この場合は管理者の権限は地方公共団体の長（市長）が行うこととなります。

また、この管理者の事務を行わせるために本市では、水道局が設置されています。

【組織概要図】



2 水道事業について

〔事業のあらまし〕

毎月市民課が公表している指定区別人口調（住民基本台帳）を基に上下水道課で算定した平成27年3月31日現在の給水人口は58,275人（前年比999人増）、同じく給水世帯数は22,085戸（前年比521戸増）となっていて、まだしばらくは増加傾向が続くものと考えられます。本市では、

①上水道事業

②簡易水道事業（竹迫地区、栄地区）※

の2つの事業がありますが、簡易水道事業を上水道事業に統合する方向で事業に取り組んでいます（H28年度完了予定）。

また、古い施設の老朽化も着実に進み、水道管からの漏水も少なくないため、既存施設は更新時期を迎えています。

※簡易水道事業：給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業。

〔特別会計〕

多岐にわたる一般行政部門を総括して経理管理を行う一般会計から分けて、ある事業について独立した経理管理を行うものを特別会計と呼びますが、上水道事業については地方公営企業法という法律により、企業会計方式による経理が義務付けられています。簡易水道事業へのこの法律の適用は各事業体の任意の判断によりますが、本市は上水道事業と簡易水道事業の会計を一本化しているため地方公営企業法を全面適用しています。

地方公営企業法では、単式簿記、現金主義等の特徴を持つ官公庁方式の経理ではなく、複式簿記、発生主義等の特徴がある企業会計方式の経理が行われます。

〔経営の規模等〕

| 名称 | 給水区域 | 給水人口（人） | 1日最大給水量（m ³ ） |
|----------|---------------------------------------|---------|--------------------------|
| 合志市上水道事業 | 福原、竹迫、幾久富、豊岡、栄の各々一部及び上生、野々島、合生、御代志、須屋 | 59,400 | 25,200 |
| 竹迫簡易水道事業 | 福原、竹迫、幾久富、上庄、豊岡の各々一部菊池郡菊陽町大字原水の一部 | 3,796 | 2,252 |
| 栄簡易水道事業 | 栄の一部 | 2,010 | 1,005 |

3 下水道事業について

〔事業のあらまし〕

本市では、

- ①公共下水道
- ②流域関連公共下水道
- ③特定環境保全公共下水道
- ④農業集落排水
- ⑤個別排水処理施設（地理的な理由により上記4事業に取り込むことができないため、市が所有管理する浄化槽により、し尿及び生活雑排水等の汚水処理を行うもの。）

を上下水道課の事業で取り組んでいます。このうち、①については本年度に②に接続して

汚水処理を行い、現在稼動している処理場（須屋浄化センター）を廃止する計画です。

また、「下水」というと、一般的には、し尿及び生活雑排水等の汚水処理を思い浮かべられる方が多いのですが、上記①から③のように名称に「下水」が付く事業の区域内については、汚水だけでなく雨水の排水も水道局で考える必要があります。

〔特別会計〕

下水道事業は簡易水道事業と同じく地方公営企業法の適用は任意ですので、昨年度まで、下水道特別会計と農業集落排水特別会計により経理管理を行っていましたが、本年度から水道事業会計と同じく地方公営企業法を適用することにして、企業会計方式による経理を行っています。また、2つあった特別会計は下水道事業会計として一本化しました。

〔経営の規模等〕

| 名称 | 計画処理区域 | 計画処理人口（人） | 計画1日最大処理量（m ³ ） |
|---------------|----------------|-----------|----------------------------|
| 公共下水道事業 | 西合志処理区 | 25,500 | 13,300 |
| 流域関連公共下水道事業 | 幾久富処理分区、豊岡処理分区 | 18,300 | 11,130 |
| 特定環境保全公共下水道事業 | 合志西合志処理区 | 11,000 | 7,740 |
| 農業集落排水事業 | 合生処理区、野々島処理区 | 2,680 | 804 |

個別排水処理施設には、上記4事業のような計画地の規定はありません。

4 その他

本市の水道局（上下水道課）では、この他に工業用水道事業を運営していますが、特別な事情が生じない限り、当審議会の審議対象としません。

○合志市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

平成18年2月27日条例第156号

（組織）

第5条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

○地方公営企業法（抜粋）

昭和27年8月1日法律第292号

（管理者の設置）

第七条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

（管理者の地位及び権限）

第八条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 予算を調製すること。
- 二 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- 三 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。

四 地方自治法第十四条第三項 並びに第二百二十八条第二項 及び第三項 に規定する過料を科すること。

2 第七条ただし書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

(事務処理のための組織)

第十四条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。

○地方自治法 (抜粋)

昭和22年4月17日法律第67号

[委員会・委員の設置]

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○合志市上下水道事業運営審議会条例

平成23年3月17日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、合志市上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 上下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他市長が事業運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 受益者代表

(2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員が欠けたときは、補欠員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議事項及び報告)

第6条 審議会は、事業の運営に対し市長から諮問を受けた事項について審議し、市長に答申するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局上下水道課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(合志市下水道事業運営審議会条例の廃止)

2 合志市下水道事業運営審議会条例（平成18年合志市条例第145号）は、廃止する。